

令和7年度 第5回 大阪港湾局服務規律確保推進委員会

日 時：令和8年2月3日（火） 11：00～

場 所：大阪港湾局 第1会議室

議 題

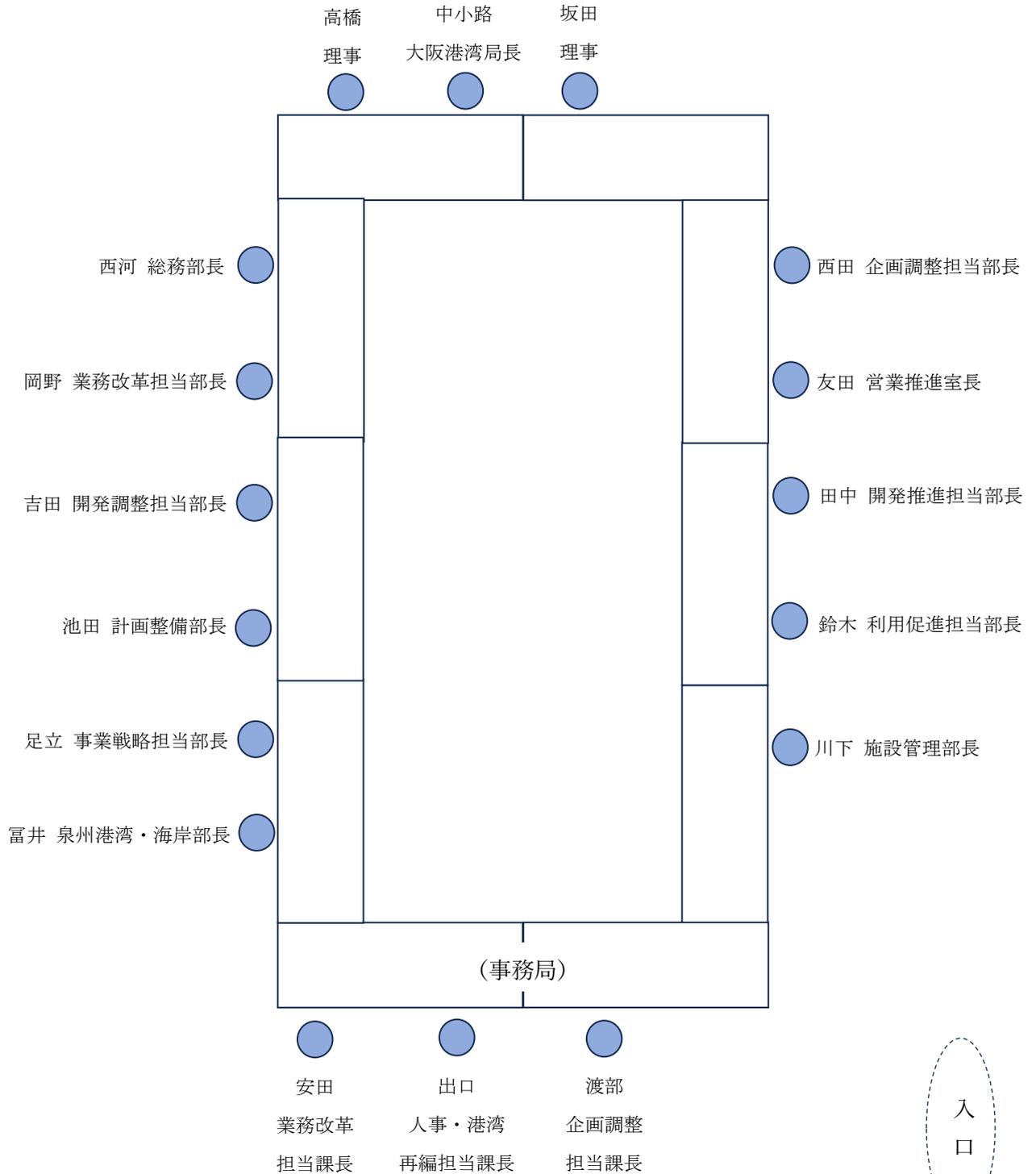
- 1 懲戒処分について
- 2 休暇、超勤、休職者の状況について
- 3 その他

大阪港湾局服務規律確保推進委員会 名簿

委員長	中小路 大阪港湾局長
副委員長	坂田 理事
	高橋 理事
委員	西河 総務部長
	西田 企画調整担当部長
	岡野 業務改革担当部長
	友田 営業推進室長
	吉田 開発調整担当部長
	田中 開発推進担当部長
	池田 計画整備部長
	鈴木 利用促進担当部長
	足立 事業戦略担当部長
	川下 施設管理部長
	富井 泉州港湾・海岸部長

令和7年度 第5回 大阪港湾局服務規律確保推進委員会 座席表

大阪港湾局 第1会議室



(報道関係 所定位置)

[トップページ](#) > [市政](#) > [組織](#) > [コンプライアンス・内部統制](#) > [不祥事削減に向けた取り組み](#) > 懲戒処分の公表

懲戒処分の公表

ページ番号：175852 2025年12月10日

大阪市では、大阪市職員基本条例に基づき、毎月1回、前月に行った懲戒処分を公表しております。

令和7年11月の懲戒処分の公表について

項番	所属	階級 (管理職のみ)	職種	年齢 (処分時)	処分内容(年月日)	事案概要
1	教育委員会 (学校園)		会計年度 任用職員	68	戒告 (令和7年11月26日)	令和7年6月及び7月、出張先から勤務校へ帰る途中、勤務時間中にもかかわらず、パチンコ店に設置されている屋外喫煙所で計2回喫煙した。
2	教育委員会 (学校園)		期限付講師	30	免職 (令和7年11月28日)	令和7年8月から9月までの間、勤務校の職員室及び特別支援教室教員控室において、他の教員の机の引き出しから計4回、金額にして約27万円の現金を窃盗した。
3	教育委員会 (学校園)		主務教諭	51	戒告 (令和7年11月28日)	令和6年10月、授業中に、授業内容とは関係のないことをしていた児童2名(A及びB)を指導する際、児童Aの右腕を掴み左肩を押して転倒させ、児童Bの両腕を掴み前後にゆずって怒鳴りつける体罰を行った。
4	環境局		技能職員	60	減給 (令和7年11月28日)	令和6年7月及び同年9月から令和7年7月までの間、通勤経路の一部区間において、届出とは異なる経路で常例的に通勤し、通勤手当を不正に受給した。

この件に関するお問い合わせ

教育委員会（学校園）

教育委員会事務局教務部教職員人事担当

電話番号：06-6208-9059

ファックス：06-6202-7053

その他

総務局人事部人事課

電話番号：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

このページの作成者・問合せ先

大阪市 総務局人事部人事課人事グループ

住所：〒530-8201大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：[06-6208-7511](tel:06-6208-7511)

ファックス：06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

[トップページ](#) > [市政](#) > [組織](#) > [コンプライアンス・内部統制](#) > [不祥事削減に向けた取り組み](#) > 懲戒処分の公表

懲戒処分の公表

ページ番号：175852 2026年1月13日

大阪市では、大阪市職員基本条例に基づき、毎月1回、前月に行った懲戒処分を公表しております。

令和7年12月の懲戒処分の公表について

項番	所属	階級 (管理職 のみ)	職種	年齢 (処分 時)	処分内容（年月日）	事案概要
1	建設局		技能職員	59	停職1年 (令和7年12月25日)	平成31年度から令和4年度までの放置自転車対策業務において、自転車放置禁止区域外に放置された自転車を「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例施行規則」第4条で定められた「撤去の対象となる放置期間（7日間）」が経過していないことを認識した上で即時に撤去し、業務報告書に7日間以上放置されていることを確認し撤去したという虚偽の内容を記載するとともに、部下職員へ同様の撤去処理を行うよう指示した。また、本市から警察に盗難自転車としての届出の有無を照会するために必要な防犯登録シールを撤去自転車から剥がし取り、その結果、自転車所有者への返還の機会を妨げた。 (注) 詳しくは「 報道発表資料 職員の懲戒処分等について 」をご覧ください。
2	生野区役所		事務職員	46	減給6月 (令和7年12月25日)	令和7年5月頃から休職するまでの間及び復職後から10月下旬にかけて、常例的にマイカー通勤を行った。また、復職する際の自己訓練期間では、復職後の通勤を想定した経路及び方法により職場まで来るべきところ、所属に相談することなく、自家用車を用いた。

この件に関するお問い合わせ

総務局人事部人事課

電話番号：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

このページの作成者・問合せ先

大阪市 総務局人事部人事課人事グループ

住所：〒530-8201大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：06-6208-7511

ファックス：06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.